

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日か、
たると、
の翌日)

目 次

◇規 則

職員^の給与^に関する^の条例^の一部^を改正^{する}の^の施行^期日^を定める^の規則

現業職員^の給与^に関する^の規則^の一部^を改正^{する}の^の規則

◇教委規則

現業職員^の給与^に関する^の規則^の一部^を改正^{する}の^の規則

規 則

職員^の給与^に関する^の条例^の一部^を改正^{する}の^の施行^期日^を定める^の規則^をここに^に公布^{する}。

昭和六十一年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十七号

職員^の給与^に関する^の条例^の一部^を改正^{する}の^の施行^期日^を定める^の規則

職員^の給与^に関する^の条例^の一部^を改正^{する}の^の施行^期日^を定める^の規則 (昭和六十一年十二月鳥取県条例第四十九号) の施行期日は、昭和六十一年十二月二十四日とする。

現業職員^の給与^に関する^の規則^の一部^を改正^{する}の^の規則^をここに^に公布^{する}。

昭和六十一年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十八号

現業職員^の給与^に関する^の規則^の一部^を改正^{する}の^の規則

現業職員^の給与^に関する^の規則 (昭和三十三年十月鳥取県規則第四十六号) の一部^を次^のよう^に改正^{する}。

別表第一^を次^のよう^に改^める。

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	87,800	165,200	204,600	248,900
2	90,400	172,800	212,700	257,700
3	93,000	180,400	220,600	266,600
4	94,900	188,300	228,300	275,500
5	97,800	196,300	235,900	284,400
6	101,000	204,200	243,500	293,300
7	104,100	220,600	247,900	302,200
8	107,700	228,300	256,500	310,800
9	111,700	235,900	265,200	318,900
10	115,900	243,500	274,000	324,700
11	121,600	247,900	282,800	333,800
12	128,100	256,500	291,600	342,400
13	135,300	265,200	300,300	350,900
14	141,800	274,000	308,400	357,900
15	147,000	282,800	315,900	364,300
16	156,200	291,600	322,000	368,600
17	163,400	300,300	327,700	372,600
18	170,500	308,400	332,600	376,600
19	177,400	315,900	338,200	380,500
20	184,200	322,000	343,300	384,300
21	189,900	327,700	347,700	
22	204,200	331,700	351,700	
23	212,000	335,600	355,600	
24	219,600	339,500	359,400	
25	226,900	343,300	363,100	
26	235,900	347,100		
27	243,500	350,800		
28	251,100	354,400		
29	258,700			
30	266,100			
31	273,000			
32	279,900			
33	285,600			
34	290,800			
35	295,600			
36	299,400			
37	303,100			
38	306,200			
39	309,200			
40	312,100			
41	315,100			
42	318,100			
43	320,900			
44	323,700			

別表第一の三の一級の項中「110円」を「100円」に、「120円」を「110円」に改める。

別表第三の表中「九五、五〇〇円」を「九七、八〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の三の改正規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第五項において同じ。）による改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

3 昭和六十一年四月一日（以下「切替日」という。）から昭和六十二年三月三十一日までの間の改正後の規則別表第一の規定の適用については、同表の一級の欄中「121,600」とあるのを「120,000」とする。
（最高号給を超える給料月額の切替え等）

4 切替日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が定める。
（切替期間における異動者の号給等）

5 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、知事の定める職員の改正後の規則の規定による当該適

用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、知事が定める。

(給与の内払)

6 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

7 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額の切替表

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
319,300	326,500	350,100	358,000	358,700	366,800	379,400	388,100
322,100	329,300	353,700	361,600	362,400	370,500	383,200	391,900
324,900	332,100	357,300	365,200	366,100	374,200	387,000	395,700
327,700	334,900	360,900	368,800	369,800	377,900	390,800	399,500
330,500	337,700	364,500	372,400	373,500	381,600	394,600	403,300

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年十二月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第五号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

☆

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	87,800	165,200	204,600	248,900
2	90,400	172,800	212,700	257,700
3	93,000	180,400	220,600	266,600
4	94,900	188,300	228,300	275,500
5	97,800	196,300	235,900	284,400
6	101,000	204,200	243,500	293,300
7	104,100	220,600	247,900	302,200
8	107,700	228,300	256,500	310,800
9	111,700	235,900	265,200	318,900
10	115,900	243,500	274,000	324,700
11	121,600	247,900	282,800	333,800
12	128,100	256,500	291,600	342,400
13	135,300	265,200	300,300	350,900
14	141,800	274,000	308,400	357,900
15	147,000	282,800	315,900	364,300
16	156,200	291,600	322,000	368,600
17	163,400	300,300	327,700	372,600
18	170,500	308,400	332,600	376,600
19	177,400	315,900	338,200	380,500
20	184,200	322,000	343,300	384,300
21	189,900	327,700	347,700	
22	204,200	331,700	351,700	
23	212,000	335,600	355,600	
24	219,600	339,500	359,400	
25	226,900	343,300	363,100	
26	235,900	347,100		
27	243,500	350,800		
28	251,100	354,400		
29	258,700			
30	266,100			
31	273,000			
32	279,900			
33	285,600			
34	290,800			
35	295,600			
36	299,400			
37	303,100			
38	306,200			
39	309,200			
40	312,100			
41	315,100			
42	318,100			
43	320,900			
44	323,700			

別表第一の三の一級の項中「11555」を「12555」を「12555」に改める。

別表第三の表中「九五、五〇〇円」を「九七、八〇〇円」に、「八八、三〇〇円」を「九〇、四〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の三の改正規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第五項において同じ。)による改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

3 昭和六十一年四月一日(以下「切替日」という。)から昭和六十二年三月三十一日までの間の改正後の規則別表第一の規定の適用については、同表の一級の欄中「121,600」とあるのは「120,000」とする。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

4 切替日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

5 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。*)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあ

つた職員のうち、教育委員会の定める職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、教育委員会が定める。

(給与の内払)

6 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

7 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額の切替表

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
319,300 ^円	326,500 ^円	350,100 ^円	358,000 ^円	358,700 ^円	366,800 ^円	379,400 ^円	388,100 ^円
322,100	329,300	353,700	361,600	362,400	370,500	383,200	391,900
324,900	332,100	357,800	365,200	366,100	374,200	387,000	395,700
327,700	334,900	360,900	368,800	369,800	377,900	390,800	399,500
330,500	337,700	364,500	372,400	373,500	381,600	394,600	403,300